

文部省による「宗教学校」の監督への転換 —岡村司「宗教学校ノ処分ニ関スル卑見」を中心に—

高瀬 航平

はじめに

従来、学校教育と宗教の関係についての文部省の政策には、井上毅文相期（1893年3月 - 1894年8月）から第1次西園寺公望文相期（1894年10月 - 1896年9月）までの間に、1つの転換があったと論じられてきた。すなわち、これまで文部省は、内務省が宗教に関係する教育機関を管轄していたため、それらの監督に消極的であったが、この時期以降、その監督方法などを積極的に検討するようになったという転換である。なお言及しない限り、本稿は、『法令全書』から法令を引用する。また全ての引用文は、字体を改め濁点を付すなど現代表記に適宜変更した。役職名は当時のものであり、『官報』や各年度『職員録』に依拠した。

齊藤智朗^①は、「文部省が明治4年の設置当初より世俗教育を基調としてきたことにより、明治維新以降にキリスト教が展開してきた宗教教育に対する政策を何ら行ってこなかった」ため、「教育現場で宗教問題が発生しても、その対処法が確立しておらず、そのために教育と宗教との問題をめぐる困惑や混乱がより一層激しいものになって」いたが、井上はこうした「教育と宗教とをめぐる議論や、宗教に対する教育制度上の不備が問題となっているなかで文相に就任した」と位置づけた。そして齊藤は、国内外の宗教教育に関する「梧陰文庫（井上毅関係文書）」（國學院大學図書館所蔵）所収の資料を主に分析することで、「井上・西園寺両文相期における宗教教育政策構想は、明治初期以降の世俗教育政策を再確認したものであり、特に斬新な規定を見受けることはできない」が、「宗教教育に対する政策構想自体に、これまで宗教を回避・無視してきた文部省が、宗教教育・宗教学校に主体的に関与していく動きを見出すことはでき」と主張した。土方苑子^②は、「梧陰文庫」、「牧野伸顕関係文書」（国立国会図書館憲政資料室所蔵）、「木下広次関係資料」（京都大学大学文書館所蔵）所収の私立学校に対する諸法案などを分析することで、「西園寺文相期の全案および井上文相期の案の多数が私立学校での宗教教育を認めて」と指摘し、文部省は「キリスト教『学校』がどこの所管でもなく放置されていることを問題としており、キリスト教を抑圧しようという意味での主張」を行なっていなかったと主張した。土方は、この「問題」を文部省が認識した契機として、1894年11月、内務省が「宗教学校」の監督についての合議を文部省に打診したことを挙げた一方、既に文部省内でもその監督について議論されていたと論じた。この内務省からの打診の他に、江島尚俊^③は、「文部省が宗教学校所轄の姿勢に転じていった」要因として、次の2点を指摘した。第1は、「学校と文部省の存在意義が更新されたことである。江島は、1890年発布の「教育ニ関スル勅語」（以下、教育勅語）が、1892年に起きた「教育と宗教の衝突」論争^④を通じて、「より強く権威化・神聖化されてゆき、学校は勅語の精神を敷衍する施設である、という新しい学校観が人口に膾炙していった」結果、「文部省は、教育勅語を基盤とした国民教育行政を行っていく官庁として新たな存在意義

と使命を獲得した」と主張した。第2は、「明治27年7月に日英通商航海条約が締結されたことで宗教学校はより緊迫した行政課題と目されるようになったことである。行政課題化した理由は、江島によると、「5年後の条約発効に伴い外国人内地雑居が開始されると、外国人宣教師らによるキリスト教学校設立が国内全域において可能となるため」であった。

もっとも、江島の指摘した要因については、再考が必要であると考えられる。第1の要因について、教育勅語の「権威化・神聖化」の結果、文部省が「宗教学校」の管轄を検討し始めた点とすると、特定の私立学校における宗教教育を容認する法案が省内で作成されていたことを充分説明できないように考えられる。また第2の要因について、1894年7月以降締結された改正条約の実施を準備するために、文部省全体が学校教育と宗教の関係について再検討し始めたのは、1897年以降であったと考えられる。1896年11月、内閣は、「条約実施ノ順序及方法ヲ調査審議」するため条約実施準備委員会を設置し⁽⁵⁾、各省から委員を任命したが、このとき文部省からは委員が選出されなかった⁽⁶⁾。その理由は、雑誌記事⁽⁷⁾によると、「初め内閣より文部大臣に、其省委員を選出すべき相談を為したる時、大臣は、文部省にはさる準備の必用は無之候間、委員の任命には加はらずとも宜しく候と答へた」からであった。文部省委員に、牧野伸顕文部次官と木下広次専門学務局長が任命されたのは、翌1897年1月19日であった。この任命に関する「任免裁可書」所収の資料⁽⁸⁾の内には、同月15日付の松方正義首相宛て蜂須賀茂韶文相名義の文書（文部省野紙）がある。それによると、文相は、「中学校ト宗教トノ関係」など「条約実施前改正ヲ要スル者」について審理するため、自省からも委員を任命するよう首相に要請した。

以上から、先行研究は、井上文相期以降、文部省が「宗教学校」の監督を検討し始めた点について合意してきたが、この転換の要因については、文部省外のものが指摘された一方、文部省内の要因は、充分明らかにされてこなかったといえる。

しかし、本稿は、文部省官僚による調査がこの転換の一因であったと主張する。この主張を論証するため、本稿は、文部省官僚であった岡村司が作成した「宗教学校ノ処分ニ関スル卑見」と題された文書を分析する。従来、この文書は、管見の限り検討されてこなかった。本稿は、この議論を通じて、近代日本における学校教育と宗教の関係を規定した政策の成立過程をより正確に理解することに貢献したい。

1 岡村司「宗教学校ノ処分ニ関スル卑見」の作成事情

京都大学大学文書館所蔵の「木下広次関係資料」⁽⁹⁾の内には、「宗教学校ノ処分ニ関スル卑見」（文部省野紙）と題された文書⁽¹⁰⁾がある。以下、これを「卑見」と略称する。

作成者について、冒頭には、「岡村司述」と記載されている。岡村司（1866-1922）は、茨城出身の法学者、官僚、弁護士であるが、後述の通り、1893年2月24日から1894年3月14日まで、文部省に勤務していた。従来、岡村については、その法学者としての思想や活動が注目されてきた一方⁽¹¹⁾、文部省官僚としての活動は、管見の限り考察されてこなかった。しかし、文部省時代の岡村が作成した文書は、「卑見」の他にも複数の現存が確認され、かつその中には作成後も省内で参照されていたであろうものも存在するから、岡村は、文部省の政策決定にある程度影響したと考えられる。岡村の記名がある文書は、「梧陰文庫」の内に4点ある。すなわち、(A)「徳育論」（野紙）、(B)「仏国高等師範学校設立ノ理由」（文部省野紙）、(C)「師範学校服務規則ニ付テノ調査」（文部省野紙）、(D)「仏国中等実業学校

概況」(文部省罫紙)である⁽¹²⁾。作成された日付について、(A)の後文に「明治二十六年四月十八日」、(B)の緒言に「明治二十六年四月二十八日」、(D)の後文に「明治二十六年十月十一日」とそれぞれ記載されている。また(D)の表紙には、インクにより「二十六年十月十四日見 二十七年六月四日再見」と書き込まれている。文言の一部を除き(A)と同じ資料は、「牧野伸顕関係文書」と「木下広次関係資料」の内にもある(両者とも罫紙)⁽¹³⁾。前者の表紙には、「京大教授 法学部 法学博士 岡村司稿」と書かれた付箋紙が貼付されている。岡村が法学博士の学位を授与されたのは、『官報』によると、1904年4月29日であるから、本文書は、これ以降に参照される機会があったと考えられる。後者には、「梧陰文庫」,「牧野伸顕関係文書」所収のものにない文言があり、またインクにより変更が書き込まれているから、他の2文書の草稿であると考えられる。

「卑見」が作成された日付について、具体的な年月日は記載されていないが、本文中に、「神道中一定ノ教規ヲ立テ官ノ認可ヲ得タルモノ」として、「神習教(一) 御嶽教(二) 神宮教(三) 神道修成派(四) 大成教(五) 神道扶桑教(六)ノ六派」が列挙されている。これらに加えて、神理教会と神道禊派が分離独立を許可され、その管長が認可されたのは、1894年10月20日であったから(内務省告示第127-130号)、「卑見」の作成は、これ以前であったと考えられる。これは、岡村が文部省官僚であった時期(1893年2月24日 - 1894年3月14日)に重なる。

岡村と木下の関係について、「叙勲裁可書」所収の履歴書(文部省履歴用紙)⁽¹⁴⁾によると、木下広次(1851-1910)は、熊本出身の法学者、官僚である。木下は、1886年3月、帝国大学法科大学教授に、1897年6月から1907年7月まで、京都帝国大学総長に任用された。また1882年3月、文部省御用掛に任命され、1893年6月19日から1897年8月2日まで、同省専門学務局長に就いていた。岡村の日記を分析した鈴木良⁽¹⁵⁾によると、岡村は、帝国大学在学中、木下の講義を受けていた。また雑誌記事⁽¹⁶⁾によると、1893年8月2日、岡村は、尋常中学校の学則に関する調査を行なう学科取調掛に任命されたが、その掛長は木下であった。岡村は、1894年1月1日時点で、専門学務局属第一課長に就いていた。両者は、京都帝国大学教員時代にも交流があった。「木下広次関係資料」の内には、留学先から木下に宛てた岡村の書簡が2通ある⁽¹⁷⁾。

「卑見」作成の目的について、岡村の文部省官僚時代は、井上文相の任期と重なるが、井上は、宗教と教育の関係について調査することを課題の一つとして挙げていた。雑誌記事⁽¹⁸⁾によると、1893年4月11日、就任当初の井上文相は、記者に対し、「宗教と教育との関係は、是れ実に国家の一大問題たり、未だ軽々敷弁すべからず、故に他日を期し、更らに述ぶる処あらんとす」と述べた。

以上を勘案すると、「卑見」は、井上文相期、文部省に勤務していた岡村が、1894年10月20日以前に、宗教と教育の関係について調査するために作成し、木下専門学務局長へ提出した文書であると考えられる。

本章の最後に、岡村の経歴を確認しておく⁽¹⁹⁾。岡村は、慶応2年12月14日、茨城の古河町に生まれた。1880年、東京へ行き、英学塾の同人社や漢学塾の二松学舎で学んだ。1884年、司法省正則学校予科に入学、東大予備門を経て、1889年9月、帝国大学法科大学に入学した。1892年7月、同大学を卒業し、司法官試補に任命され、東京地方裁判所詰となった。同年9月、明治法律学校講師に任用され、1899年まで勤務した。1893年2月24日、文部省試補に任命され、翌1894年3月14日、陸軍経理学校教授に任用されるまで同省に

勤務した。1896年4月、東京専門学校講師に任用され、また同年9月、和仏法律学校で講義し始めた。後者には、1920年まで維持員として講師に名を連ねていた。1898年9月、東京帝国大学法科大学講師に任用され、翌年8月、京都帝国大学法科大学助教授に任用された。同年9月、フランスやドイツに留学し、1902年8月に帰国、その翌月、京都帝国大学法科大学教授に任用され、また京都法政大学の講師を兼任した。1911年6月、岐阜県教育会総会において、「親族と家族」という講演を行なったが、翌月、文相からこの講演に関する譴責処分を受けた⁽²⁰⁾。1913年12月、財団法人立命館協議員に就任し、1922年まで在任した。1914年3月、京都帝国大学を依願退職し、大阪で弁護士登録をし、大阪朝日新聞社客員になった。同月、関西大学の講師に任用され、1917年まで同大学の理事に就いた。1916年、大阪商科大学教授に任用され、1921年まで勤務した。死去したのは、1922年3月23日である。大学教員としては、主に法学通論、民法親族編や相続編、フランス法などの講義を担当した。主な著作に、『法学通論』（和仏法律学校、1899年）、『思想小史』（有斐閣、1908年）があり、他に講義録も刊行された。なお立命館史資料センターには、「岡村司文書」⁽²¹⁾が所蔵されている。

2 岡村司「宗教学校ノ処分ニ関スル卑見」の内容

本章では、学校教育と宗教の関係についての「卑見」の議論を分析する。「卑見」は、大別すると2つの論点、すなわち普通教育と宗教の分離、「宗教学校」の監督という論点について議論している。

2-1 普通教育と宗教の分離

第1に、普通教育と宗教の分離について、まず「卑見」は、「宗教ト教育トヲ分離スルハ国民教育ノ領域ヨリ宗教ノ教義ニ本ヅキタル修身ノ科目ヲ排除スルヲ云フ」と定義した。そしてこの「排除」を行なうべき理由として、次の3点を挙げた。すなわち、(1)「實際上」の理由、(2)「理論上」の理由、(3)教育と宗教との両立可能性である。

(1)「實際上」の理由について、次のように論じた。

若シ一国内ニ唯一ノ宗教アリテ国民悉ク之ヲ信奉スルトキハ教育上ニ於ケル修身ノ教ハ之ヲ其ノ宗教ニ一任シテ毫モ妨ゲアルコトナシト雖モ多数ノ宗教並存シ国民各其ノ好ム所ヲ択ミテ之ヲ信奉スルノ邦国ニ在リテハ實際ノ必要上宗教ト教育トハ必ず之ヲ分離セザルヲ得ザルナリ蓋シ此ノ如クセザルトキハ国民普通ノ教育ハ終ニ之ヲ施行スルコトヲ得ザルベケレバナリ故ニ宗教教育分離ノ問題ノ起ルハ必ず多数ノ宗教並存スルノ邦国ニ在リテ唯一ノ宗教アル邦国ニ於テハ此ノ問題ハ起ラザルナリ、

今、多数ノ宗教並存スルノ邦国ニ在リテ其ノ宗教中ノ一ヲ取りテ之ヲ国民教育ノ科目中ニ加フルトセム、其ノ宗教ニ属スル子弟（一）ト無宗教ノ子弟（二）トハ此ニ就学スベシト雖モ他ノ宗教ニ属スル子弟（三）ハ此ニ就学スルコトヲ喜バズ既ニ就学シタル者ハ此ヲ退学スベシ此ノ如クムバ其ノ教育ハ国民子弟ノ一部ニ止マリテ其ノ全体ニ及ブコトヲ得ズ普通教育ノ目的ハ之ヲ達スルコトヲ得ザルベシ、

之ニ反シテ多数ノ宗教ヲ挙げテ悉ク之ヲ国民教育ノ科目中ニ加ヘ子弟ヲシテ各其ノ帰依スル宗教ノ教義ニ本ヅキタル修身ノ教ヲ受ケシムルコトトセム、各宗派ノ修身科ヲ一ノ

学校内ニ併置セムコトハ決シテ為シ得ベカラザルガ故ニ勢、甲宗教ノ為ニハ甲学校ヲ建テ乙宗教ノ為ニハ乙学校ヲ興シ丙丁宗教ノ為ニハ丙丁学校ヲ設置シ無宗教者ノ為ニハ無宗教学校ヲ建立スルニ至ルベシ此ノ如クムバ教育ハ伝道布教ノ具トナリ学校ハ宗門競争ノ場トナリ了ルベシ、是レ宜シク行フベキノ事ナラムヤ、
要スルニ多数ノ宗教並存スルノ邦国ニ在リテハ實際ノ必要上宗教ト教育トハ必ズ之ヲ分離セザルベカラズ現時我邦ノ如キモ神道仏教及ビ耶蘇教ノ諸宗教並存スルガ故ニ亦必ズ之ヲ教育以外ニ排除セザルベカラズ

ここで「卑見」は、「多数ノ宗教並存スルノ邦国」における「国民普通ノ教育」と宗教の関係として、次の4パターンを想定したうえで、教育を「国民子弟」の全体に及ぼすという「普通教育ノ目的」を達成するためには、両者を分離しなくてはならないと主張した。4パターンとはすなわち、(A)「宗教中ノ一ヲ取りテ之ヲ国民教育ノ科目中ニ加フル」こと、(B)「多数ノ宗教ヲ挙ゲテ悉ク之ヲ国民教育ノ科目中ニ加ヘ子弟ヲシテ各其ノ帰依スル宗教ノ教義ニ本ヅキタル修身ノ教ヲ受ケ」させること、(C)「甲宗教ノ為ニハ甲学校ヲ建テ乙宗教ノ為ニハ乙学校ヲ興」すこと、つまり宗教ごとに学校を設置すること、(D)「国民教育ノ領域ヨリ宗教ノ教義ニ本ヅキタル修身ノ科目ヲ排除スル」ことである。そして「他ノ宗教ニ属スル子弟」に対する配慮から(A)を、「各宗派ノ修身科ヲ一ノ学校内ニ併置セムコトハ決シテ為シ得ベカラザル」と、授業を実施するうえでの不都合から(B)を、「教育ハ伝道布教ノ具トナリ学校ハ宗門競争ノ場トナ」という状況を回避する必要性から(C)をそれぞれ否定した。そのうえで、「卑見」は、「神道仏教及ビ耶蘇教ノ諸宗教並存」している「現時我邦」においても、(D)宗教を「教育以外ニ排除」する必要があると主張した。

(2)「理論上」の理由について、次のように論じた。

宗教ト教育トノ分離ヲ必要トスルハ普通学校(一)公立学校(二)世俗学校(三)ノ三要件ヲ具ヘタル学校ニ限ルモノナリ専門学校(一)私立学校(二)宗教学校(三)ニ於テハ此ノ分離ヲ必要トセズ、今、此ノ三要件ヲ具備シタル学校即チ小学中学ニ就キテ宗教教育分離ノ必要ヲ述ベムト欲ス、

小学校ハ低等ノ普通教育ヲ施ス所ニシテ国民タルニ欠クベカラザル智識技能ヲ授クル所ナルガ故ニ国民子弟ノ全体ヲ強要シテ此ニ就学セシムルノ必要アリ是レ小学校令ニ於テ児童ノ学齡ヲ定メ就学ノ義務ヲ命ズル所以ナリ之ニ反シテ一定ノ宗教ヲ取りテ之ヲ国民一般ニ信奉セシメムコトハ到底為シ得ベキノ事ニ非ズ又之ヲ為スノ必要ナシ是レ憲法ニ於テ信教ノ自由ヲ認ムル所以ナリ今、一方ニ於テハ信教ノ自由ヲ許シ他方ニ於テハ就学ノ義務ヲ命ジ而シテ一定ノ宗教ヲ取りテ之ヲ小学ノ修身科ニ用キルトキハ是レ学齡ノ児童ヲシテ必ズ一定ノ宗教ヲ信奉セザルヲ得ザラシムルモノナリ天下寧ロ此ノ如ク背理ノ甚シキモノアラムヤ、

中学校ハ高等ノ普通教育ヲ施ス所ニシテ亦国民必須ノ學術ヲ教フル所ナリ故ニ中学ハ如何ナル宗教ニ属スル者モ偏頗ナク之ヲ教育スルノ任務アリ然ルニ若シ其ノ教科中ニ一定ノ宗教ヲ加ヘテ他ノ宗教ニ属スル者ヲ排除スルガ如キコトアラバ是レ其ノ任務ヲ全フセザルモノト謂フベキナリ中学ハ固ヨリ就学ノ義務ヲ命ゼズ故ニ仮令ヒ一定ノ宗教ヲ教フルモ之ヲ喜バザル生徒ハ随意ニ退学スルコトヲ得ベシト雖モ思想ノ未ダ独立セザル少年子弟ニ在リテハ宗教ノ得失ヲ察シテ去就ヲ決スルガ如キハ其ノ能ク為ス所ニ非ズ之ヲ驅

リテ一定ノ宗教ニ帰依セシムルハ是レ亦信教ノ自由ヲ害スルモノナリ

ここで「卑見」は、全ての学校において「宗教ト教育トノ分離ヲ必要トスル」わけではなく、「普通学校（一）公立学校（二）世俗学校（三）ノ三要件ヲ具ヘタル学校ニ限」り分離が必要である一方、「専門学校（一）私立学校（二）宗教学校（三）ニ於テハ此ノ分離ヲ必要」としないと主張した。そして「卑見」は、前者に属する学校として、小学校と中学校を挙げた。小学校については、義務教育の実施と生徒に対する信教の自由の保障とを両立させることを根拠に、分離を主張した。1889年公布の「大日本帝国憲法」は、「日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ゲズ及臣民タルノ義務ニ背カザル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス」と規定した（第28条）。また1875年以降、満6歳から14歳までが「学齢」として規定され（文部省布達第1号）、1890年公布の「小学校令」により、尋常小学校の教科を卒えるまで「学齢児童」を就学させることが彼らを「保護スベキ者」の義務であると明記された（勅令第215号第20条）。「卑見」によると、「一方ニ於テハ信教ノ自由ヲ許シ他方ニ於テハ就学ノ義務ヲ命ジ」ている今日、「一定ノ宗教ヲ取りテ之ヲ小学ノ修身科ニ用キルトキハ是レ学齢ノ児童ヲシテ必ズ一定ノ宗教ヲ信奉」させることになるから、それは「背理」である。中学校については、普通教育に要求される宗教的中立性、および生徒の未熟性を根拠に、分離を主張した。「卑見」は、たしかに中学校への就学は義務として規定されていないが、「其ノ教科中ニ一定ノ宗教ヲ加ヘ」ることは、第1に「他ノ宗教ニ属スル者ヲ排除スル」結果になりかねず、「如何ナル宗教ニ属スル者モ偏頗ナク之ヲ教育スルノ任務」に反するおそれがあるから、第2に「思想ノ未ダ独立セザル少年子弟ニ在リテハ宗教ノ得失ヲ察シテ去就ヲ決スルガ如キハ其ノ能ク為ス所」でないため、彼らを「駆リテ一定ノ宗教ニ帰依セシムルハ是レ亦信教ノ自由ヲ害スル」ことになるから、適切でないと主張した。

(3)「卑見」は、「宗教ト教育トハ並行シテ相悖ラズ」ということを強調した。

教育ハ国民ノ徳性智能ヲ啓発スルヲ以テ其ノ目的ト為スモノナリ宗教ハ人ニ安心立命ノ道ヲ教フルヲ以テ其ノ目的ト為スモノナリ教育上ノ道德ハ其ノ国俗ニ從ヒテ宜シキヲ折シタルモノナリ宗教上ノ道德ハ上天若クハ聖哲ノ誥示ニ本ヅキタルモノナリ此ノ二者ハ並ビ行ハレテ相悖ラザルモノナリ其ノ往々相抵触スルガ如キノ形迹アルモノハ或ハ一時外国ノ宗教ヲ輸入シテ其ノ国俗ト相調和セザルニ由ルナリ苟モ其ノ国俗ト相調和スルトキハ此ノ二者ハ決シテ相悖スルモノニ非ザルナリ

ここで「卑見」は、教育と宗教とはその目的や根拠を異にするから、「並ビ行ハレテ相悖ラザルモノ」であり、にもかかわらず「往々相抵触スルガ如キノ形迹アル」のは、「一時外国ノ宗教ヲ輸入シテ其ノ国俗ト相調和セザル」からであると主張した。また、次のようにも論じた。

学校ニ於テ教フル道德ハ主トシテ実践躬行ノ方法ヲ教フルモノニシテ必ズシモ宗教ノ教理ト相抵牾スルモノニ非ズ蓋シ宗教ト教育トハ相敵視スベキモノニ非ズシテ寧ロ相補成スベキモノナリ、教育ハ国民全体ニ関繋スルモノニシテ宗教ハ国民各箇ノ自由ニ選択スルモノナリ、教育ハ智慧ニ本ヅキ理性ヲ啓発スルモノニシテ宗教ハ感情ニ本ヅキ意志ヲ錬磨スルモノナリ、教育ハ事物ノ道理ヲ教フルモノニシテ宗教ハ行為ノ標準ヲ示スモノ

ナリ、教育ハ研究ヲ主トシ宗教ハ確信ヲ主トス、教育ハ進取ノ気ヲ養ヒ宗教ハ安分ノ習ヲ長ズ、此ノ二者ハ相待チテ用ヲ為スモノニシテ一ヲ欠ケバ人ヲ成スニ足ラズ故ニ教育ハ子弟ノ宗教ニ就クコトヲ禁ゼズ信教ノ自由ハ宗教ヲ教育ヨリ排除シタルガ為ニ些シモ害セラルルコトナシ要スルニ宗教ト教育トハ並び行ハレテ相悖ラザルモノナリ、近時欧米ノ諸国ガ宗教教育ノ分離ヲ実行スルモノ多キハ実ニ之ニ由ルナリ、彼ニ在リテハ宗教ト教育トハ当初全ク相混同セシモ今ニ及ビテ漸ク之ヲ分離スルニ至レリ我ニ於テハ教育ト宗教トハ幸ニシテ当初ヨリ画然分離セリ然ルニ今ニ於テ之ヲ混同セムトスルハ宇内ノ趨勢ヲ知ラザル者ナリ

ここで「卑見」は、再度「蓋シ宗教ト教育トハ相敵視スベキモノニ非ズシテ寧ロ相補成スベキモノ」であると強調したうえで、両者を分離すべき理由は、(1) や (2) で論じたように、あくまで「宗教ハ国民各箇ノ自由ニ選択スルモノ」であるということ根拠としていると主張した。そしてこうした根拠による分離は、「近時欧米ノ諸国」においても実施されているから、「宇内ノ趨勢」に棹差すものであると論じた。

2-2 「宗教学校」の定義と監督

第2に、「宗教学校」の監督について、まず「卑見」は、「宗教学校」を「形式」と「実質」の両面から定義した。「形式」による定義について、次の4条件のいずれかを満たすものを「宗教学校」として見なすと主張した。すなわち、(A)「神官僧侶及ビ牧師ヲ養成スルヲ以テ其ノ目的ト為スモノ」、(B)「仏像若クハ神壇ヲ設ケテ宗教上ノ儀式ヲ行フモノ」、(C)「宗教ノ教理ヲ研究スルモノ」、(D)「宗教ノ教理ニ基ヅキタル道德ヲ教フルモノ」である。例として「卑見」は、「宗教専門学校」を(C)に、「小学校中学校ニ準ジタル私立学校ニシテ他ノ一切ノ学科ハ公立学校ト同一ナルモ唯修身科ノミ宗教ノ教理ニ本ヅキタル道德ヲ教フルモノ」を(D)に分類した。「実質」による定義について、「神道」、「仏教」、「耶蘇教」の「三教ノ教理、道德、儀式等ヲ教フル学校ハ実質上此ヲ以テ宗教学校ト見做スベキ」と論じた。ただし、「神道」については、その「国礼ニ関スル部分ト宗教ニ関スル部分ト」を区別し、「国家ノ大礼ヲ取りテ宗門紛争ノ具ト為スハ尤モ策ノ得タルモノ」でないから、前者を「諸宗教ノ上ニ超然タラシメ」、後者を「他ノ宗教ト同一ニ之ヲ待遇スベシ」と主張した。

このように「宗教学校」を定義したうえで、「卑見」は、それを第1に「世俗学校ノ外ニ駆逐」すること、第2に「宗教ヲ管轄スル官庁」、すなわち内務省が監督することを主張した。第1の点は、先述の通り、「宗教ノ教義ニ本ヅキタル修身ノ科目」の設置を、「普通学校(一)公立学校(二)世俗学校(三)」において禁止し、「専門学校(一)私立学校(二)宗教学校(三)」において容認することを意味すると考えられる。

第2の点については、次のように論じた。

現今我邦ノ制ニ依レバ神道仏教ハ内務省ニ於テ之ヲ管轄シ其ノ学校ハ管長ヲシテ之ヲ監督セシム耶蘇教ニ至リテハ未ダ此ヲ以テ一種ノ宗教ト認メズ其ノ学校モ一般ノ私立学校ト同ジク地方庁ノ管轄ニ属セリ是レ宗教ノ管轄上、学制ノ統一上、共ニ其ノ宜シキヲ得タルモノニ非ズ故ニ耶蘇教モ神道仏教ト同ジク一種ノ宗教ト認メ其ノ学校モ学院禅林等ト同ジク管長監督ノ下ニ立タシムベキモノナリ

「耶蘇教」の行政上の地位については、「唯世上流行ノ何派何講ト称スルモノト同一視シ神道仏教ノ如ク公認セラレタルモノ一モ之アラズ」とも述べていた。ここで「卑見」は、内務省の宗教行政により「宗教ノ管轄上、学制ノ統一上」に不備が生じていると指摘した。「卑見」によると、「神道仏教」に関係する「学校」は、内務省が管轄し各管長が監督している一方、「耶蘇教」に関係する「学校」は、内務省が同教を「一種ノ宗教ト認メ」ていないから、「一般ノ私立学校ト同ジク地方庁ノ管轄ニ属」している。そして「卑見」は、この不均衡を是正するために、内務省が「耶蘇教モ神道仏教ト同ジク一種ノ宗教ト認メ其ノ学校モ学院禅林等ト同ジク管長監督ノ下ニ立タ」せることを主張した。

具体的な監督方法については、前提として「信教ノ自由ハ唯、心意上ニ於テノミ絶対無限ナルコトヲ得ルモノニシテ其ノ外ニ発シテ行為トナルニ及ビテハ固ヨリ一般国法ノ羈絆ヲ免カルベキモノ」でないから、「宗教ノ儀式ニシテ国体ヲ害シ国礼ニ背反スルガ如キモノアルトキハ警察権ヲ以テ嚴ニ禁厭^(ママ)ヲ加フベキナリ」と述べたうえで、次のように論じた。

宗教学校ヲ監督スルノ方法ニ至リテハ設置廃止ノ認可(一)視学(二)報告書ノ徴収(三)等種々ノ方法アルベシト雖モ殊ニ一般ノ私立学校ト同ジク外国人ヲ校長ト為スコトヲ禁ジ外国ノ資本ヲ仰グコトヲ禁ズル等ノ方法ヲ取ルトキハ我ガ国俗ト調和セザル宗教即チ耶蘇教ノ如キモノヲシテ速ニ日本化セシムルコトヲ得ベシ、然レドモ宗教学校ハ宗教ヲ管轄スル官庁ノ監督スベキモノニシテ教育ヲ管轄スル官庁ノ与リ知ル所ニ非ザルガ故ニ此ニ之ヲ詳論スルノ必要ヲ見ズ

ここで「卑見」は、「宗教学校ハ宗教ヲ管轄スル官庁ノ監督スベキモノニシテ教育ヲ管轄スル官庁ノ与リ知ル所ニ非ザル」ことを認めつつ、設置廃止の認可、学事視察などの実施、報告書の提出など、文部省が既に他の学校に対し実施していたもの⁽²²⁾と同様の監督を「宗教学校」にも適用するよう主張した。さらに、「一般ノ私立学校ト同ジク」⁽²³⁾、「宗教学校」に対して外国人の校長就任や海外からの資本提供を禁止すれば、「我ガ国俗ト調和セザル宗教即チ耶蘇教ノ如キモノ」を「速ニ日本化」できると論じた。

「卑見」による「宗教ノ管轄上、学制ノ統一上」の不備の指摘は、当時の現状を踏まえたものであったといえる。神道や仏教に関係する教育機関は、1884年8月に神仏教導職が廃止されて以降(太政大臣、内務卿布達第19号)、各管長が作成し内務卿(大臣)が認可した「教規宗制」などに依拠して設立されていた。しかし、文部省は、これらを監督していなかった。「宗教学校」の取締りに関する「牧野伸顕関係文書」所収の資料⁽²⁴⁾の内には、1884年5月12日付の文書の写し(文部省罫紙)がある。それによると、同月3日、太政官は、文部省に対し、「宗教ノ大体ハ内務省ニ於テ之ヲ管理シ其教育ノ如キハ各派ノ本山ニ委ネテ監督セシムルモノナリ故ニ宗教々育ハ文部省ノ管理スルモノニアラザルナリ」と談示した。太政官は、文部省に対し同時に、キリスト教についても「耶蘇宗ハ目今禁制ノ令ナク只黙許ノ姿ナレドモ未ダ之ヲ以テ一個ノ宗派ト見做シ内務省ニ於テ其ノ教義ヲ監督シ其職員ヲ進退スルコトナク只世上流行ノ何派何講ト称スルモノト同一視シ本邦旧来ノ宗教同様ニ取扱フモノニアラズ故ニ其宗教学校ノ如キハ無論文部省ノ管理スルモノニアラザルナリ」と談示した。この「黙許ノ姿」は、内務省がはじめて「神仏道」以外の「宗教」を行政対象として認めた、1899年7月27日まで継続していた(内務省令第41号)。同省令案の内閣審議に関する「公文類聚」所収の資料⁽²⁵⁾の内には、同月18日付の閣議書(法制局罫紙)がある。

それによると、当時政府は、「従来神仏二教以外ノ宗教ニ対シ取締ノ法ナク且神仏二教以外ニハ法令上宗教ト認メタルモノナカリシ」と認識していた。そのため、神道や仏教以外の宗教に関係する教育機関の中には、1886年公布の「諸学校通則」などにより、各種学校⁽²⁶⁾として府知事県令から認可されていたものもあった（勅令第16号）。「諸学校通則」の改正案作成に関する「牧野伸顕関係文書」所収の資料⁽²⁷⁾の内には、「宗教学校」についての報告書（文部省野紙）がある。作成年や作成者は記載されていないが、その内容から、キリスト教が行政対象として認められる以前に作成されたと考えられる。そこには、東京府において「宗教ヲ学校ノ学科課程（必修科ト随意科トヲ問ハズ）ニ入レテ許可ヲ受ケタル」各種学校が列挙されており、また「諸宗ノ教師ヲ養成スル学校ハ社寺局ノ支配ヲ受クルモ耶蘇教ノ教師ヲ養成スル学校ハ然ラズ而シテ却テ文部省系統ノ学校トシテ公認サルルモノアリ」と記載されている。

2-3 小括

以上の「卑見」の議論は、次のように整理できる。「卑見」は、複数の宗教が並存する日本では、公立の普通教育を実施する学校、すなわち小学校や中学校において、特定の宗教の教義に基づく修身の科目の設置を禁止するよう主張した。その理由として「卑見」は、多様な宗教的背景を有する国民全体への教育普及の達成、義務教育の実施と信教の自由の保障との両立、普通教育に要求される宗教的中立性、生徒の未熟性、「近時欧米ノ諸国」における先例を挙げた。他方、「私立学校」、「専門学校」、「宗教学校」においては、前述の禁止を実施する必要がないとも主張した。この「宗教学校」について、「卑見」は、(A) 宗教者の養成を目的とする、(B) 宗教上の儀式を実施する、(C) 宗教の教理を研究する、(D) 宗教の教理に依拠した道徳を教授する、という4条件のいずれかを満たすものとして定義した。そして「卑見」は、内務省が、神道や仏教に関係する教育機関を監督する一方、キリスト教に関係する教育機関を監督していない現状の不均衡を指摘し、それを是正するために、内務省がキリスト教も行政対象として認め、その教育機関を監督するよう主張した。ただし、「宗教学校」の監督方法については、文部省による学校の監督と同様であることを要求した。

他に注目すべき点として、「卑見」は、「神道」のうち「国礼ニ関スル部分」を「諸宗教ノ上ニ超然タラシメ」ること、「国体ヲ害シ国礼ニ背反スル」ような「宗教ノ儀式」に対し「警察権ヲ以テ嚴ニ禁厭^(ママ)ヲ加」えること、キリスト教をいまだ「我ガ国俗ト調和セザル宗教」として見なすことを支持しながらも、なお教育と宗教の関係については、両者が矛盾するものではなく、むしろ相補うものであることを強調した。この点については、同時期に岡村が作成したと考えられる他の文書においても、同様の記述がある。前掲の「徳育論」と題された資料⁽²⁸⁾は、「我邦ノ如キ一般ノ人心ヲ統御スル宗教ナキ邦国ニ在リテハ国民ノ道徳ハ普通教育ニ於テ之ヲ涵養扶持スルニ非ザレバ他ニ其ノ道ナ」いから、「(教育) 勅語ト儒教トヲ以テ国家道徳ノ大根幹ト為シ普通教育ニ於テハ必ズ之ニ率由セムコト」(括弧内引用者)を主張した。しかし、「徳育論」は、こうした「官立道徳ハ以テ信教ノ自由ヲ束縛スベキニ非ズ、故ニ一般ノ民衆ハ如何ナル宗教道徳ヲ信ズト雖モ妨ガアルコトナシ」とし、かつ「大学ノ如キ学理ノ蘊奥ヲ研究スル学校ニ在リテハ官立道徳ニ背反スル教理ヲ講究スト雖モ固ヨリ亦禁ズル所ニ非ズ」とも論じた。

なお後年の岡村の講義録において、「卑見」の主張と部分的に一致する記述が確認されるから、岡村自身も、「卑見」と同意見であったと考えられる。岡村司講述『民法親族編』⁽²⁹⁾

には、「西洋ニ於テハ前ニモ述ベタルガ如ク多数ノ宗教並存スルガ故ニ国家ガ其ノ一ヲ執リテ小学教育ニ用キルトキハ是レ或ル宗教ヲ異教者ニ強ユルモノニシテ信教自由ノ原則ニ反ス故ニ小学校ノ修身科ハ必ズ宗教ヲ離レテ世俗的ナラザルベカラズ」とあり、「我が国ニ於テ小学教育ガ世俗的ニシテ或ルー派ノ教法ニ偏倚セザルコトハ初メヨリ然ル所ニシテ特ニ争フノ要ナシ」とある。

3 岡村司「宗教学校ノ処分ニ関スル卑見」の影響

本章では、「卑見」が、その後の文部省の「宗教学校」政策に与えた影響について考察する。「牧野伸頭関係文書」所収の私立学校に対する法令案⁽³⁰⁾の内には、「私立学校監督条規」と題された文書（無地紙）がある。以下、これを「条規」と略称する。管見の限り、「条規」は、日付が記載され、かつ文部省官僚が作成に関係したと考えられるものとして、はじめて宗教に言及した私立学校に対する法令案である⁽³¹⁾。「条規」については、従来、その内容が検討されてきた一方⁽³²⁾、作成事情は充分明らかになされてこなかった。しかし、本稿は、「卑見」が「条規」の成立に影響したと主張する。

「条規」は、全7章に分けられ、第6章の条文が全て省略されている。第26条まで番号が記載され、第7章には「附則」として号数のない条文が3条ある。その内の1条には、「本令ハ明治二十七年四月一日ヨリ施行ス」とある。したがって、「条規」は、1894年4月以前に作成されたと考えられる。宗教に関係する条文は、第2、17、18条の3条である。第2条は、「左ニ掲グル教授所ハ私立学校ヲ以テ論ズルノ限リニアラズ」と、「私立学校」に対する規制からの除外対象を列挙しているが、その第4項は、「神官僧侶又ハ締盟諸国ニ於テ公認シタル宗教ノ教師ヲ養成スルノ目的ヲ以テ特ニ後進ヲ教養スルモノ」であった。ただし、これらに対しても「世上ニ公示スベキ文書及門標ノ類ニハ総テ其教派ノ名ヲ明掲シ且ツ其ノ規則中ニ神官又ハ何宗ノ僧侶又ハ何教ノ教師ヲ教養スルノ目的タルコトヲ明瞭ニ規定スル」ことを要求し、「其規定ナキモノハ本令ニ依リ処分スベシ」としていた。第17条には、「私立学校ニ於テハ成法ヲ誹譏シ人身ヲ攻撃シ及政府人民若クハ締盟諸国ニ対シ又ハ神仏若クハ宗教ニ対シ敵意ヲ生ズベキ講義又ハ挙動ヲ為スコトヲ得ズ」とある。第18条には、「私立学校ニ於テハ神仏又ハ宗教ニ関スル教育ヲ施スコトヲ得ズ」とある。

以上の規制を整理すると、「条規」は、「私立学校」と「神官僧侶又ハ締盟諸国ニ於テ公認シタル宗教ノ教師ヲ養成スル」ことを目的とする機関とを区別し、前者に対して「神仏又ハ宗教ニ関スル教育」、およびそれらへの「敵意ヲ生ズベキ講義又ハ挙動」の実施を禁止した一方、後者に対してそれらが所属する宗教名や目的の公示を指示し、従わない場合は「私立学校」として監督すると規定したといえる。こうした規制の特徴としては、(1)「私立学校」における宗教教育を禁止した点、(2)「私立学校」における宗教への攻撃を禁止した点、(3)キリスト教を含む「締盟諸国ニ於テ公認シタル宗教」も監督対象とした点、(4)「私立学校」から除外された宗教に関係する「養成」機関に対しても情報の公示を要求するなどの監督方法を規定した点を指摘できる。

「卑見」や「条規」の成立は、文部省全体の方針の確定よりも先行していた。前掲の「宗教学校」取締りに関する資料の内には、1894年11月8日付の西園寺文相宛て野村靖内相名義の通牒（内務省罫紙）、および1895年6月20日付の文書（文部省罫紙）がある。前者には、「各教宗派ノ設立ニ掛ル宗教学校」に対しては「宗教上ノ取締ト国民教育上ノ取締ト

ヲ併行スベキ」であるから、「将来此等ノ学校ニ対シテハ貴省ト本省ト合議ノ上取締方施行致度」と記載されている。後者は、前者に対する文部省の回答案とその説明文である。冒頭には、木下専門学務局長と木場貞長普通学務局長の押印がある。それによると、当時の文部省は、自身が「宗教学校」に対し「殆ド無関係ノ有様ニシテ何等ノ監督方法モナク経過」してきたと認識していた。また本文書に貼付された付箋紙には、木場の押印があり、「宗教学校ノ定義ニ関シテハ追テ此等学校ノ監督方法ヲ設ケラルル際確定セラレタシ」と記載されている。以上から、1895年6月の時点で文部省内では、「宗教学校」の監督方法や定義について意見が確定していなかったことが分かる。

「条規」の特徴(1)について、「卑見」も同様に、特定の学校における宗教教育の禁止を主張したが、対象校の規定は、「条規」と異なっていた。ただし、こうした規制の対象校については、同時期に文部省官僚が作成に関係したと考えられる他の資料においても、様々な提案がなされていた。「梧陰文庫」の内には、「熊本県知事及奈良県知事ノ照会ニ関スル意見」と題された文書(文部省野紙)⁽³³⁾がある。冒頭には、「本篇ハ本年三四月頃千家普通学務局長ノ諮問ニヨリ差出シタルモノナリ御一読ヲ玉ハラバ光栄ト為之」と記載され、また文部省官僚の岡田良平の押印がある。千家尊福が普通学務局長であったのは、1892年12月7日から1893年5月4日であったから、本文書は、1893年3、4月ごろに作成されたと考えられる。本文には、市町村立、私立ともに「普通学ヲ教授スル学校ハ小学校令又ハ中学校令ニ遵由セザルベカラザルモノトセバ此等ノ諸学校ニ於テ宗教的教育ヲ為スベカラザルハ勿論ナリ」とあり、また「学令ノ範圍ニ入ラザル私立ノ諸学校ニ於テハ宗教ヲ交ユルハ随意タルベシ然レドモ教育ヲ餌トシテ人ヲ誘ヒ以テ布教ノ為ニスルハ之レ間接ニ信教ノ自由ヲ妨害スルモノナリ故ニ此等ノ学校ニ於テハ(宗教専門学校ハ之ヲ除ク)宗教ニ関スル課業ハ生徒ノ随意ニ委シ学校ヨリ之ヲ強フベカラズ」とある。ここでは、「普通学ヲ教授スル学校」における「宗教的教育」の禁止、および「学令ノ範圍ニ入ラザル私立ノ諸学校」における「宗教ニ関スル課業」に対する制限が主張されている。同じく「梧陰文庫」の内には、海外の法令の翻訳(文部省野紙)⁽³⁴⁾がある。これは具体的には、1886年10月30日、フランスにおいて成立した「初等教育の組織化に関する法律」第17条⁽³⁵⁾の本文、および注釈の翻訳である。作成された日付、翻訳者名、原典は、記載されていない。そこでは、条文本文が「諸級ノ公立小学校ニ於テ其ノ教授ハ専ラ世俗教育ニ委任スルモノトス」と訳され、また注釈において、「国家ハ兒童ノ就学ヲ義務トシテ命ジタル以上ハ宗教以外ニ中立シテ各人信教ノ自由ヲ敬重スルノ義務ヲ負フモノナリ」と記載されている。

これに対し、「条規」の特徴(2)、(3)、(4)について、同様の主張が記載され、かつ「条規」と同時期かそれ以前に文部省官僚が作成に関係したと考えられる文書は、管見の限り、「卑見」の他に存在しない。したがって、「卑見」は、「条規」の成立に影響したと考えられる。前述の通り「卑見」は、(2) 宗教の意義を認め、また教育と宗教とが矛盾することを否定し、(3) キリスト教に関係する教育機関の監督を要求し、(4) 「宗教学校」の監督方法として学事視察の実施や報告書の提出などを想定していた。たしかに、(2)、(4)と同様の内容の法令案は、他にもある。「木下広次関係資料」の内には、諸学校に対する法令案作成に関する資料(文部省野紙)⁽³⁶⁾がある。そこには、断片的な条文案が記載されているが、その中には、「教育ニ関スル勅語ハ国民行為ノ規範ヲ示シ給ヒタルニアレバ宗教上ノ信仰ト抵触スベキニアラズ広く国民一般ノ服膺スベキ所ニシテ区々タル宗教ノ所以ヲ以テ之ヲ度外ニ措クヲ容サズ何等ノ学校ニ於テモ広く之レヲ尊奉シ教育ノ大本タラシムベキモノナリ」と

いうものや、「各種学校ハ宗教学校トシテ之ヲ設置シ其宗派ノ名義ヲ校名ニ冠スルカ又ハ其校則ニ於テ之ヲ明記スル場合ニ於テハ宗教上ノ教義ヲ教科ニ加ヘ若クハ其儀式ヲ行フコトヲ得ベシ」というものがある。以上から、文部省内では、(2) 教育勅語が「宗教上ノ信仰ト抵触」しないということや、(4) 「宗教上ノ教義ヲ教科ニ加ヘ若クハ其儀式ヲ行フ」ような「宗教学校」に対し「其宗派ノ名義」の公示を要求することを、法令に明記することが検討されていたと分かる。しかし、この資料には、作成された日付が記載されていない。

これらの特徴を有する、「卑見」や「条規」に記載された規制案は、その後、部分的に実現された。1899年8月に「私立学校令」(勅令第359号)や文部省訓令第12号が発令されて以降、文部省は、(1) 全ての官公立学校、および特定の私立学校における宗教教育や儀式の実施を禁止し、(3) キリスト教も含む全ての宗教に関する教育機関を「私立学校」として監督し始め、(4) 学科課程などに宗教について記載した各種学校の設立を容認した⁽³⁷⁾。

(2) は法令化されなかったが、雑誌記事⁽³⁸⁾によると、同年10月、樺山資紀文相は、キリスト教系学校の代表者らに対し、「人民の道徳を維持改良するには、是非共高尚なる宗教の力を借らざるべからずして、現に基督教主義の学校に於て教育せるものは、他の学校出身者よりも寧ろ信用するに足るほどにて、基督教の如きは徳育上十分普及せしむる必要あり」という「寛大なる意見を明言」し、宗教を尊重する姿勢を示した。

おわりに

従来、井上毅文相期以降、文部省が内務省の管轄であった「宗教学校」の監督を検討し始めた点については合意されてきたものの、この転換をもたらした文部省内の要因は、充分明らかにはされてこなかった。しかし、本稿は、文部省官僚による調査がこの転換の一因であったと主張した。これを論証するため、本稿は、新資料、すなわち「宗教学校ノ処分ニ関スル卑見」と題された文書を分析した。この文書は、1893年2月24日から1894年3月14日まで、文部省に勤務していた法学者の岡村司が、1894年10月20日以前に作成し、木下広次専門学務局長に提出したものと考えられる。

「卑見」の議論は、次の4点に整理できる。第1に、公立の普通教育を実施する学校、すなわち小学校と中学校において、特定の宗教に依拠した修身の科目の設置を禁止するよう主張した。第2に、こうした設置を、「私立学校」、「専門学校」、「宗教学校」においては容認するよう主張し、かつ教育と宗教が相補的な関係にあることを強調した。なお「卑見」は、「宗教学校」を、(A) 宗教者の養成を目的とする、(B) 宗教上の儀式を実施する、(C) 宗教の教理を研究する、(D) 宗教の教理に依拠した道徳を教授するという4条件のいずれかを満たすものとして定義した。第3に、内務省が神道や仏教以外の宗教、とくにキリスト教に関する教育機関を監督してこなかったという不均衡を指摘し、これを是正するために、同省がこれら機関をも監督するよう主張した。第4に、その監督方法は、設立の認可、学事視察などの実施、報告書の提出など、文部省が既に他の学校に対し実施していたものと同様であることを要求した。

たしかに、第1の点は、同時期に文部省官僚が作成に関与したと考えられる他の資料においても、主張されていた。しかし、第2, 3, 4の点に関する「卑見」の議論は、1895年6月の時点で「宗教学校」の定義やその監督方法についての意見を省としては確定していなかった文部省や、1899年7月まで神道や仏教以外の宗教を行政対象として認めていなかった

た内務省より、先行していたといえる。また「卑見」以前に作成されたと考えられ、かつ第2, 3, 4の点と同様の主張を全て記載した政府内の文書は、管見の限り存在しない。したがって、「卑見」は、1894年4月以前に作成されたであろう「私立学校監督条規」など、宗教に言及した学校令案の成立や、1899年8月の「私立学校令」公布以降の文部省による「宗教学校」の監督の開始に影響したと考えられる。

岡村が作成した文書においては、「国礼ニ関スル部分」の神道の超宗教性、「国体ヲ害」する宗教に対する警察権に基づく介入、キリスト教と「我が国俗」との不調和、教育勅語による「一般ノ人心」の「統御」を支持する意見と、信教の自由の保障、特定の学校における宗教教育の容認、教育と宗教の相補性を支持する意見とが、併記されていた。そして、特定の学校教育と宗教の分離を正当化していたのは、前者ではなく、むしろ後者の意見であった。したがって今後は、当時の教育と宗教の関係についての主張において、こうした意見の間の整合性がどのように、またどの程度取られていたのかも、より丁寧に検討する必要があると考えられる。

謝辞

本稿は JSPS 科研費（研究課題番号 19J11855）の助成を受けた。

註

- (1) 齊藤智朗『井上毅と宗教——明治国家形成と世俗主義』弘文堂、2006年、203-215頁。
- (2) 土方苑子『『私立学校令』制定史再考——各種学校の視点から』（同編『各種学校の歴史的研究——明治東京・私立学校の原風景』東京大学出版会、2008年）、304-337頁。
- (3) 江島尚俊「どこが宗教を所管するのか——宗教学校所轄問題から宗教行政所管論への展開」（『宗教研究』90巻3輯、2016年）、10-12頁。
- (4) この論争は、1892年11月5日、雑誌『教育時論』272号に掲載された井上哲次郎帝国大学文科大学教授の談話文を発端とし、1894年まで、主にマスメディア上で続した。その主な論点は、キリスト教と教育勅語との両立可能性であった。概要や関係資料は、関臯作編『井上博士と基督教徒——一名「教育と宗教の衝突」顛末及評論』正統、収結編、みすず書房、1988年（1893年初刊）や、吉田久一『日本近代仏教史研究』川島書店、1992年、202-248頁参照。
- (5) 件名番号1「条約実施準備委員規則及同委員会内規」（「公文類聚」類00755100）、国立公文書館所蔵。
- (6) 政府の条約実施準備については、小林和幸「明治27年調印の改正条約実施準備について」（『日本歴史』509号、1990年）、58-75頁参照。
- (7) 「条約実施準備に関する教育上の調査会を起せ」（『教育時論』427号、1897年2月25日）、10頁。
- (8) 件名番号2「文部次官牧野伸顕以下二名条約実施準備委員被仰付ノ件」（「任免裁可書」任B00125100）、国立公文書館所蔵。
- (9) その由来や目録は、西山伸「資料解説・目録 木下広次関係資料」（『京都大学大学文書館研究紀要』3号、2005年）、79-127頁参照。
- (10) 「宗教学校ノ処分ニ関スル卑見」（「木下広次関係資料（書類）」II-148）、京都大学大

学文書館所蔵。

- (11) 以下の論文を参照。家永三郎『日本近代憲法思想史研究』岩波書店，1967年，182-189頁。熊谷開作「岡村司」（潮見俊隆，利谷信義編『日本の法学者』日本評論社，1974年），115-128頁。鈴木良「自由法学の誕生——岡村司の民法研究について」（『立命館大学人文科学研究紀要』65号，1996年），25-63頁。
- (12) 「梧陰文庫」の分類番号は，(A) B-2660，(B) B-2737，(C) B-2743，(D) B-2796。全て，國學院大學図書館所蔵。
- (13) 「徳育論」（「牧野伸顕関係文書（書類の部）」248），国立国会図書館憲政資料室所蔵。「徳育論」（「木下広次関係資料（書類）」II-146）。
- (14) 件名番号 22「京都帝国大学総長正四位勲二等法学博士木下広次」（「叙勲裁可書」勲00180100），国立公文書館所蔵。
- (15) 鈴木「自由法学の誕生」，27頁。
- (16) 「教育日誌」（『教育時論』300号，1893年8月15日），2頁。
- (17) 「木下広次関係資料（書簡）」53-1，2。
- (18) 「井上新文相ヲ訪フ」（『教育報知』365号，1893年4月15日，井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝』史料篇第5，國學院大學図書館，1975年），420頁。
- (19) 福井純子「岡村司年譜・著作目録」（『立命館大学人文科学研究紀要』70号，1998年），153-173頁参照。福井は，岡村家などから資料を提供され経歴や著作をまとめた。ただし，福井は，「卑見」の存在に言及していない。
- (20) この事件については，鈴木良「岡村司譴責事件に関わる資料について」（『立命館百年史紀要』3号，1995年），231-279頁参照。
- (21) その由来や目録は，鈴木良「立命館大学法学部所蔵岡村司文書目録および解説『岡村司文書について』」（『立命館法学』265号，1999年），747-784頁，<http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/99-3/Suzuki.htm>（2021年3月16日閲覧）参照。
- (22) 『官報』によると，1891年8月17日制定の「文部省分課規程」により，同省に視学部が設置され，1893年1月31日制定の「視学規程」により，同部に所属する視学官や視学委員の職務として，全国の学事視察，学校検閲，復命書の調製提出などが規定された。
- (23) ただし，実際にはこの禁止は，法令上に明記されていなかった。
- (24) 「宗教学校取締ニ関スル書類」（「牧野伸顕関係文書（書類の部）」227）。
- (25) 件名番号 2「神仏道以外ノ宗教ニ対シ内務省令ヲ以テ取締法ヲ設ク附省令案」（「公文類聚」類00868100）。
- (26) 各種学校とは，法令により学校教育制度における位置や基準などが定義されていない教育機関を一括する呼称であった。小林正泰「学校制度体系と各種学校」（土方編，前掲書），58-89頁参照。
- (27) 「諸学校通則案」（「牧野伸顕関係文書（書類の部）」226-1）。
- (28) 引用は，日付の記載された「梧陰文庫」所収のものに依拠した。
- (29) 岡村司講述『民法親族編 完』京都法政大学，印刷年不明，694頁。肩書に法学博士とあるため，1904年以降に印刷されたと考えられる。
- (30) 「私立学校令草案」（「牧野伸顕関係文書（書類の部）」226-2）。
- (31) 他の法令案やそれらの間の相違については，土方，前掲論文，307-321頁参照。

- (32) 同上, 320-321 頁。齊藤, 前掲書, 213-214 頁。
- (33) 「梧陰文庫」B-3250。
- (34) 「梧陰文庫」B-3252。
- (35) 今野健一『教育における自由と国家——フランス公教育法制の歴史的・憲法的研究』信山社出版, 2006 年, 248-249 頁参照。
- (36) 「〔諸学校令作成のためのメモ〕」(「木下広次関係資料」II-198)。資料名は, 目録作成者の記入による。
- (37) 詳細は, 拙稿「1899 年文部省訓令第 12 号の成立過程における学校教育と宗教の関係の再編——法典調査会の議事録を中心に」(『宗教研究』95 卷 1 輯, 2021 年), 151-173 頁参照。
- (38) 「文部大臣と宗教学校代表者」(『教育時論』522 号, 1899 年 10 月 15 日), 19 頁。

The Ministry of Education's Conversion to Supervision of "Religious Schools":

Analyzing Tsukasa OKAMURA,

"My Opinion on Measures to Religious Schools"

Kohei TAKASE

Modern scholarship has generally agreed that the Ministry of Education began to consider how to supervise "religious schools" after Kowashi INOUE took office as the minister in 1893. However, they were then under the control of the Ministry of Home Affairs. Nevertheless, it is unclear what factors caused this conversion, especially internal ones. This paper argues how the officials of the Ministry of Education contributed to this change. It analyzes a newfound material, a document titled "My Opinion on Measures to Religious Schools," authored by Tsukasa OKAMURA. Okamura was a then legal scholar, who worked at the Ministry from February 1893 to March 1894, submitted the document to the Higher Education Affairs Bureau director. This paper, the author argues, will be helpful to understand more accurately the process of making the policies governing the relationships between education and religion in modern Japan.